

報告事項 4

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和7年10月17日

教 職 員 課

損害賠償請求事件について①

1 当事者

原告（控訴人、上告人兼申立人）：教育委員会事務局 行政職員

被告（被控訴人、被上告人兼相手方）：愛知県

2 事件の概要

原告は、平成 28 年度及び 29 年度において、原告が愛知県職員による違法行為（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、連続集団暴行等）により精神的損害等を受けたと主張し、被告に対し、安全配慮義務違反に係る債務不履行、民法 715 条又は国家賠償法 1 条 1 項の規定に基づき、1 億 7,900 万円の損害賠償を求めて提訴したもの。

（提起日：令和元年 8 月 29 日）

3 判決の概要

(1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和 5 年 11 月 29 日）

控訴審判決 県側勝訴（令和 6 年 12 月 12 日）

上告審決定 県側勝訴（令和 7 年 9 月 10 日）

(2) 理由趣旨

原告が主張する被告の職員の各行為は、いずれも、証拠上認められないか、あるいは、違法に原告の権利、または法律上保護された利益を侵害するような行為とは評価できないものであり、ひいては被告の安全配慮義務違反も認められない。

損害賠償請求事件について②

1 当事者

原告：教育委員会事務局 行政職員

被告：愛知県、A市

2 事件の概要

原告が、以下の4つの請求につき提訴したもの。（提起日：令和元年8月29日）

- (1) 愛知県に対し、原告が受けた懲戒処分*の取消しの記者会見を原告同席で実施し、マスコミへ同記事の掲載を要請すること。
- (2) 愛知県教育委員会が原告に対して不当な人事評価を行い、昇任等をさせなかったことによる金銭的損害及び精神的損害として、愛知県に対し500万円の損害賠償請求
- (3) 原告が誤った懲戒処分を受けたことによる金銭的損害及び精神的損害として、愛知県に対し400万円の損害賠償請求
- (4) A市職員Bらが、原告がBに暴行をした等の虚偽の供述をしたことで原告が懲戒処分を受けたとし、これによる精神的損害として、A市に対し50万円の損害賠償請求

* ①他の職員から暴行を受けた等の事実と異なる内容で4回にわたり警察へ通報したこと、②A市職員Bに対し臀部を蹴ったり、肘打ちをしたりしたこと、③職場の上司に反抗し、デスクトレで上司の肩を叩いたことにより、平成29年10月12日付けで戒告処分となったもの。

3 判決の概要

- (1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和5年11月29日）

※ 控訴状却下（令和6年3月15日）、特別抗告棄却（令和6年9月4日）

- (2) 理由趣旨

そもそも原告に対する懲戒処分は違法無効なものではなく、公表についても国家賠償法上の違法は認められない。

愛知県教育委員会における人事評価制度に違法はなく、原告に対する評価についても不当な点は認められない。原告に対する人事上の取扱いが、任命権者の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したとは認められない。

原告に対する懲戒処分が戒告処分であることを考慮すると、原告に対する懲戒事由のうち、Bへの暴行の事実が証拠上認められないことを踏まえても、本件処分が社会観念上著しく妥当を欠き、懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとは認められない。

原告はBらが虚偽の供述をしたと主張するが、Bらが自身の認識と異なる供述をしたことまでをうかがわせる事情は認められない。